

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第9条に規定する知事指定薬物の指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第9条第1項の規定に基づき、平成 28 年3月9日付けで新たに知事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いいたします。

記

1 知事指定薬物

次に掲げる6物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第9条第1項に規定する知事指定薬物に指定しました。

- (1) 2— {[ビス（4—フルオロフェニル）メチル] スルフィニル} アセトアミド及びその塩類
- (2) N—（2—フェニルプロパン—2—イル）—1— [(テトラヒドロ—2H—ピラン—4—イル) メチル] —1H—インダゾール—3—カルボキサミド及びその塩類
- (3) 2—（4—フルオロフェニル）—3—メチルモルフォリン及びその塩類
- (4) (E)—メチル=2— {(2S, 3S, 7aS, 12bS)—3—エチル—7a—ヒドロキシ—8—メトキシ—1, 2, 3, 4, 6, 7, 7a, 12b—オクタヒドロインドロ [2, 3—a] キノリジン—2—イル} —3—メトキシアクリラート及びその塩類

- (5) (E) —メチル=2—{(2S, 3S, 12bS)—3—エチル—8—メトキシ—1, 2, 3, 4, 6, 7, 12, 12b—オクタヒドロインドロ[2, 3—a]キノリジン—2—イル}—3—メトキシアクリラート及びその塩類
- (6) *Mitragyna speciosa* 及びその近縁植物（ただし、*Mitragynine* 又は 7a—Hydroxy—7H—*mitragynine* を含有するものに限る。）
- (7) 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物

2 知事が公示して定める物

1 (4) 及び (5) に掲げる物並びにこれらのいずれかを含有する物について、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例施行規則（平成 24 年大阪府規則第 210 号）第 3 条第 5 号の規定により同号の知事が公示して定める物に決めました。

3 施行期日

平成 28 年 3 月 10 日

大阪府健康医療部
薬務課麻薬毒劇物グループ
TEL: 06-6941-9078 (直通)
FAX: 06-6944-6701